

「子ども森林インストラクター」認定プロジェクトの概要（2020.7.15）

一般社団法人日本森林インストラクター協会（以下、FIJ と呼ぶ。）は、令和2年6月、「子ども森林インストラクター認定プロジェクト（以下、プロジェクトと呼ぶ。）」を立ち上げ、令和3年4月から、新たに、子ども森林インストラクター資格制度を創設します。

令和2年度は、子ども森林インストラクター養成事業を、新型コロナウイルス感染拡大対策である文部科学省補正予算事業「子供たちの心身の健全な発達のための子供の自然体験活動推進事業」に企画提案し採択されたため、文部科学省の委託事業（契約締結8月上旬）としてFIJが実施します。

現在、子ども森林インストラクター認定制度の具体的な説明等を実施することとし、オンラインシステム（ZOOM）を活用し、東北・関東・九州の地域会等には順次ご説明を開始しました。地域組織または森林インストラクター資格者のグループ（FIJ 会員ではない方も含みます）で、説明を希望される場合、お気軽にFIJ事務局までメールにてご連絡ください。

（2020年度事業の趣旨）

自然体験活動は子供たちの心身の健全な発達のため不可欠ですが、新型コロナウイルスの感染拡大のもと、学校教育及び社会教育における子供たちがのびのびと自然の中で野外活動を行う機会が縮小しがちとなっています。

このような状況のもと、日本における代表的な自然である森林を活用した野外活動の指導を専門とする、全国の森林インストラクター資格者の協力を得て、森林及び山村における子供の自然体験活動を推進することが効果的といえます。

小学校の学習指導要領における自然体験活動を通じた教育課程の趣旨を確認しつつ、何より、子供たちが楽しく、安全に、そして、主体的に目標達成に向かって活動できるように企画され、地域を担う人材の育成につながる、全国的かつ継続的な自然体験活動推進事業を実施することにより、子供たちの健全な心身を育むことが大切といえます。

（事業の内容・目的）

自然体験活動の内容は、日本の代表的な自然である森林をテーマとし、森林全般及び活動の安全確保についての専門的な知見と経験を有する森林インストラクターの指導により、子供たちが、学年・年齢に応じ、自然の不思議さや価値の多様性を自ら感じ、自然との共生のあり方について考え、他者と対話し 協働しながらよりよい方向を目指す資質・能力を養うことを目的とします。

（事業の実施体制）

プロジェクトを実施する組織体制として、本年度は、FIJ 東北支部・FIJ 関東支部・FIJ 関西支部の3支部を新たに設置し、プロジェクトの準備を開始しました。支部の活動は、支部規定により、プロジェクトの活動のみに限定しています。

また、支部会員は、当面会費無料の賛助会員に位置付けられる FIJ 会員とします。全国の森林インストラクター資格者の総力をあげて取り組むことが重要であることから、支部会員は、支部規定に賛同する者で、FIJ 会員及びすべての森林インストラクター資格者（森林インストラクター資格取得を目指す者を含む）が、誰でも入会を希望することが可能とし、支部長の承認により入会できるとしています。なお、3支部以外の地域の支部の設置についても、現在、設置を検討中です。

（「子ども森林インストラクター」等の認定基準）

本年度は、FIJ 支部が連絡・連携し、9月から来年3月までに、全国の各地域の本格的な森林をフィールドとして森林体験活動を計約50日間にわたり実施することを目標としています。

小学生を主体に参加者を募集・実施し、計4日以上にわたり森林体験活動に参加した参加者のうち希望者は、FIJ に資格登録を申請することができ、「子ども森林インストラクター（認定時点で小学4年生以上）」または「子ども森林インストラクタージュニア（認定時点で小学4年生未満）」の称号が付与されます。（ただし、集合から解散までの時間が3時間以下のプログラムの場合は、半日のプログラムとみなします。）

なお、「子ども森林インストラクター」の称号は、満18歳まで付与され、FIJ が毎年企画する森林体験プログラム等に優先的に参加することができます。また、3年間で4日以上全国各地で実施するいずれかの体験活動への参加実績があれば、「子ども森林インストラクター」の称号の登録を申請することができることとします。

（事業実施の構成団体）

森林インストラクター資格者で構成する「子ども森林インストラクター養成指導者グループ（以下、「指導者グループ」という。）」を構成団体とし、すべての指導者グループは、本部または全国7ブロックに設置される支部のいずれかに属するものとする。（支部が設置されていない地域については、支部が設置されるまでの間、関東支部に属するものとする）

（業務の内容）

・文科省と FIJ の委託業務契約締結（8月上旬）後、指導者グループは、「子ども森林インストラクター 養成・認定事業実施要領」及び「森林体験活動プログラム策定に関わるガイドライン」に基づき、事業 実施計画を策定し、FIJ 事務局に申請する。（指導者グループの2名以上は、申請に先立ち FIJ 事務局が主催するオンライン安全講習及び学校教育との連携による森林教育についてのオンライン研修、計2時間を受講する）

- ・会場の確保、事業実施スタッフの確定
- ・事業の広報、参加者の募集（プレスリリース・HP・SNS・チラシ・市町村教育委員会・校長会等）
- ・参加人数15～20名を想定（結果的に参加者10名以下の場合も実施することができるが、事業経費については、別途協議する）
- ・地区（都道府県）ごとのプログラムは、原則として、5日間にわたる野外における森林体験活動を実施するものとするが、支部長と協議の上、5日未満のプログラムとすることができる。

（業務の経費等）

業務に要する経費（下見を含む指導者等謝礼、交通費、資材費、保険代ほか）は、別に定める「子ども森林インストラクター養成事業の経費の取扱いについて」により、FIJ が負担します。

支部長は、事業実施経費にかかる収入、支出、振替が発生した時、それぞれの用途・内容を明記した伝票等により、遅滞なく本部に報告することとします。併せて、支出証拠書類を適時とりまとめ、本部の指示に従い提出するものとする。

経費の支払いは、全国の計50日間にわたるそれぞれのプログラムが完了し、経費が確定するごとに、FIJ から支部へ支払われます。1日当たりのプログラムに要する経費の総額は、12万円+交通費を目安とし、各回の参加人数が5人未満から20人以上の場合などにより、支払われる経費の総額が増減します。募集時点では、定員15～20人で実施することとしています。